

古事記ニ曰天皇^孝娶^{玖邇阿禮比賣}之弟^{蠅伊呂野}生御子日子宿間命次若日子建
 吉備津彦命^中大吉備津彦命與若建命吉備津彦命二柱相副而於針間水河前居思我
 而針間焉道口以言向和吉備國也故此大吉備津彦命者吉備上道臣之祖也次ニ若建吉
 備津彦命者吉備下道臣笠臣祖也云々と有然るに日本書紀應神卷二十二年の所ニ
 御友別の長子稻速別に川島縣を分つ是下道臣の祖也次ニ上道縣を仲子仲彦に封
 是上道臣香屋臣之始祖也と有御友別は稚武吉備津彦命の孫也か、れば日本書
 紀の傳へにては下道臣も上道臣も皆若建彦の子孫なれば兄命の子孫ハなかりし
 にやいふかし其故は兄命の西道に言向給ひしに其所に弟命の見へずもし弟命專
 ら吉備臣等の祖にましまさは古事記のごとく必らず御兄弟相副てつろ向し給ひ
 けん日本書紀ニハ兄命のニをあげて氏々の祖たる弟命を記されざるハいかゞ
 もしくハ吉備國言向給ひしハ弟命ならんを古事記ニハ二柱と傳へ書紀ニハ弟命を
 まきらわして只吉備津彦と記して兄命の事となれるか扱ハ此二柱ハ實ハ一柱也
 けんを名の紛らわしきによつて二柱と傳へたるか姓氏錄などにも吉備より出た
 る氏にハ稚武彦命の後とのニ有て大吉備津彦命の後といふ見へす續日本紀廿六
 卷に吉備津彦の苗裔上道といふ事見へたれ共是も弟命を申せる也其山三代實錄

六十に見へたり又國造本紀に華北の國造ハ吉備津彦命の子三井根の命を國造に定
 め給ふとわれ共是も定かならず弟命の御裔の此國にあるべき山縁をおもへハ
 二柱相副して言向給ひしと有るげにもとかもわる又古事記に云大帶日子游斯呂和
 氣天皇^孫娶^{吉備臣等}之祖若建吉備日子之女名針間之伊那毘能大郎女^{生御子}
 櫛留別王次大碓命次小碓命云々又曰倭建命娶^{吉備臣}建日子之妹大吉備建比賣
 生御子建貝兒王云々と有をおもふに若建吉備津彦命ハ孝靈天皇の御子にして景
 行天皇ハ彼天皇五世の御孫に坐ませハ其御女に娶坐ん事ハ時代ことに違へり上
 代の人ハ多く壽も長かりしとハ雖も日本書紀崇神帝六十年此兄弟の出雲振根を
 誅し給ひしハ孝靈天皇崩御の年より凡百七十八年也又崇神帝の十年西道に言向
 給ひしと有ハ孝靈帝崩御の年より百二十八年又彼命の生れ給ひし孝靈帝二年よ
 り景行即位元年までハ三百六十年に及べり又吉備臣祖御友別ハ此若建日子命の
 御孫にして神應の二十年に見ゆ孝靈の御世の末より五百年餘なるを其御曾孫の
 存在^{ナラズ}まします事いかゞ有べき倭建命の東征^{征御從}せし吉備建日子も姓氏錄によれ
 ば此命の御子也大吉備津彦若建吉備津彦吉備武彦など父子御名の似たるを以て
 かもへばもしや此間の世次に似通ひたる名有て二世三世の一世に混^マひ謬^タりたら

たらんも知るべからず何にもまれ此事に於てハどくにかくに疑はしき事也

元亨釋書ニハ備之中州吉備津宮人其先賀陽氏薩州刺史貞政曾孫也

榮西禪師傳

榮西禪師 明庵と号す又葉正僧正といふ姓ハ賀陽氏備中吉備津宮の人にして其先薩摩守賀陽貞政が孫也

一説備前國一ノ宮社人大森藤内左衛門美尾谷四郎等が俗兄也金山寺の法義修行の式ハ今も葉上流とて退轉なしと云

母ハ田氏姫みて八ヶ月ニして生れ一説ニ上房郡竹ノ庄にて生ると云八歳ニして俱舎の頌を讀み十一ニして本州安養寺の靜心を師とし十四ニして髮を落し叡山の戒壇に登り十七歳にて求聞持の法を受け十九ニて叡山有辨に従ひて台教を學び六條院仁安三年四月商舶に乗て宋に入宗孝宗乾道四年適俊乗坊重源に遇ひ伴ひて天台山に登り九月重源と共に歸朝す天台新章疏卷三十餘部六十卷を得又重て天竺に到て牟尼の八塔を拜せんとかもひ文治三年復入宗して臨安府より舶に乗て天竺に渡らんとせしに逆風に逢ひ温州に歸り天台山の麓萬年寺の敝禪師ニ見て屢問答をなす師感悅して僧伽梨を付て曰釋迦迦葉に付屬して二十八傳して遠磨に至り六傳して曹溪に至り又六

傳して臨濟に至り八傳して黃龍に至り又八傳して予ニ至る今以汝ニ付ツク國に歸りて法の信シムルとせよと又應器 坐具 寶鉢 柱杖 白拂ハクフを授る既にして歸朝し平戸の葦ノ浦に着く後鳥羽院建久二年遂に京に入始て禪規を行ふ嘗て榮西脊ひくし同學の人嘲りて曰才辨なりと雖も身体卑矮榮西聲に應して曰虞舜ハ赤縣に王たり晏嬰ハ齊の國に相たり皆脊長きことを聞すと而して實ハ是を耻て求聞持の法を以一百日を期し是を祈る始め壇に入時に堂前の柱に身の長をささみ期を過て是を見れば前より長き事四寸餘建久三年筑紫香椎神社の側に報恩寺を建て同六年博多に於て聖福寺を造り建仁元年洛東祇園の西南建仁寺を開基し五山の最一ニて寺領八百八十三石〇或説ニ榮西弟子を長西といふ建仁寺上棟の日ニ至て大木動かず榮西下知して我名を呼てあくべしといふ則虹梁事故なくあがりたりれより重き物をはこぶに榮西長西といふといへり又天台山の菩提樹をわけて東大寺に栽へ枝をわけて建仁寺の東北の隅に栽ゆ建永元年勅して東大寺の幹事を主らしめ紫衣を賜ふ建保元年僧正に擢られ同三年相模鎌倉に壽福寺を營む同七月五日遂に七十五歳にて寂滅し千光國師と論す

續古今集に云もろこしに渡りて侍りける時秋の風身にしみける夕日のもとにの
こりと、まれりける母の事などを思ひてよめる

もろこしの梢もさびし日のもとは、ろの紅葉散やしぬらん

生平著述する處 興禪護國論三卷 日本佛法中興願文

三部經開題 一代經論惣釋 不二門論各一卷

此外密部甚多枚舉に遑あらず

權大納言藤原成親卿ハ大職冠鎌足公の後河邊左大臣魚名十代太宰大貳顯季の孫
中納言家成卿の男也歴世の名家にして妹を小松重盛に嫁し女を重盛の男惟盛が
妻とす嘗て法皇の寵をたのミ近衛大將に補せん事を望ミしに入道淨海が計らひ
として其子の宗盛に授けしかば成親甚是をねたミ殊更平氏の驕倨を兼て憤り思
ひければ多田藏人行綱檢非違使判官康頼西光法師等をかたらひ淨海を討んとてし
ば々々法勝寺の執行俊寛が鹿ヶ谷の山莊に會して専ら旗擧せん事を予議せられ
けるか、る所に行綱いかなる所存か起りけん盟に背きてあからさまに平家に告
しかハ急ぎ兵ものを遣はして黨類を召捕西光をハ殺し成親の子右少將成經非康
頼俊寛等を薩摩の國鬼界ヶ島へ竄し成親ハ殊に陰謀の最首なれば一番に命をも

失はるべかりしを重盛さまさま申なだめけるにつけて治承元年六月備中國有木
の山といふに流し參らす預りの武士ハ難波次郎經遠と予聞へし大納言殿ハ八間
の境界今ハいつをか期すべきとて安養寺に調御房といへる僧を請して朝原寺に
て出家受戒し給ひけり御布施にハ六帖抄といふ歌双紙を予渡されける

德基按安養寺淺原寺今窪屋郡淺原村に安養寺といへる寺有是なるべし榮西禪
師もはトめハ安養寺の靜心といふを師とし給ひし事見へたり

こ、に源左衛門尉信俊とて年頃身近く召使ひ給ひたる侍有情有男にて大納言殿
の北の方の都雲林院邊にかわせしが御文の使ひして有木の別所へ下りけり既に
行着て預りの武士に申けるハ是ハ大納言殿の年頃の侍に源左衛門尉信俊と云者
に侍る君當國へ御下向の時も御供申度候ひしを御方様の者をば一人も付られず
と承はりしかばおもひながら今ハ限りの御供をも申さずさし御いとかしミ深
く召仕はれ參らせしかば別れ奉りて後ハ明暮只此御事のミ悲敷戀敷思ひ出參ら
せければ若今一度ま見へ奉る事もやと存する上さころ都の事をも君遠北の方の
御事どもを聞まほしく思し召され候やらん音信の便りも絶ぬ傳へ申人もなくて
空敷御事にも成給ひなばいか計の御忘念にかと罪深く思ひ參らすれば其御渡り

の事をも語り申て聊か御妄念も晴る、御心もやと存て遙々と罷下れり然るべくハ御免を蒙りて今一度の最期の見参に入参らせばやと申けるを始めハきびしく恠しめ喚つて叶ふまじといひけれ共泣々掻口説いひけれハ武士ども涙を流しいと哀れにおもひつ、何かハ苦しかるべきとて終にハ是を赦しけり信俊斜ならず悦びて大納言殿の御座する所へ参りてま見へ奉るに淺間敷も悲しかりける事から也怪しけなる小屋に垣にハ土壁に塗廻し戸にハ藁の拵を掛垂れたり内にさし入て見廻せば藁の束といふ物を敷て瘦衰へたる法師あり能々見れば大納言入道殿にて予おわしける下ニハ垢付たる布の服上にハ袖やつれたる墨染の衣也傍にハ竹の杖を立て前には繩緒のおしだを置き是やこの殿が伏屋の垣生の小屋民の住居の草の戸さし成らんと心憂に予思ひけれ中御門高倉の御宿所より始て所々の御山莊瑞を研ぎ柱を影とり殿には風月の双紙を取亂し琴瑟の具足を立並べ庭にハ四季の艸木枝を通し浦の砂玉を蒔て或ハ仙院仙洞の御幸或ハ卿上雲客の遊宴も有しかば絃歌の妙なる聲絶る事なく海陸の珍味盡さりきかくころ茶へ給ひたりしに今成給へる有様の悲しさに目もくれ心もさへて前に伏倒れて喚叫外ハ何事も申されず大納言入道も信俊を見給ふてハ墨染の袖を顔に當給ふて只さめ

々々と予泣給ふ入道や、有て宜ひけるハ多くの者の中にかにとして是まで尋下りける予や餘りに都に戀しさに夢なんどに見るやらん更に現とハ覺へずとてこはる、涙せきあへず信俊泣々申けるハさりし六月朔日より北の御方君達相具し参らせて北山の雲林院の俊房菩提搦ひ行ひ候所に忍ひて幽なる御住居若君姫君の戀かなしみ奉る御事今度罷下るべきよし懇に仰を蒙り候ひし事とも細に申て懐より文を取出して参らせたり入道ハ世にも有かたくなつかしげにおぼして披き見給はんとし給へども落る涙ハ降雨のごとくにして文の上にか、にければ筆の跡も見わけ給はず見へさせ給へば信俊もいと、袂を絞りけり兎角して涙の隙よりはの是を御覽するに若君姫君の限りなく戀悲しみ奉り痛はしさに我身も又月日を過べき心地もなければ如何と結べる露の命やらんつれなく消も失なば焦れて物を思ふ事朝夕の煙たへて心細く幽なる住居思ひ出る昔の戀敷事若君姫君行末いかにと心苦敷事心に任せぬ旅の御住居ならば共に下りまゝへ奉り度事愚かる心にも今一度上り給はぬ事やは有べきと待思ひ奉る事丹波少將さへ福原へ召下され給へり悲敷事とも細々と書つゞけ給へるを見給ひてハ日頃覺束なかりしよりも今少し悲敷思給ひて暫し絶入て予御座しける信俊や、いたわり奉り

ければ人心地出来給ひて生て物を思も悲しければよき次に消果べかりける物
 と宣ひけるころせめての事と哀れなれ信俊二三日候て泣々申けるは角ても付添
 参らせて限の御有様をも見参らせて後の御孝養をも仕べく候へども都にも見繼
 参らせる便りもなし立隔ぬる御旅の空又も思召御昵言も絶や果なれば今
 一度御返事をなりども御覽せばやと罪深く思召れて被下遣たるには數積らば跡
 もなく駿もなきやらんといか計かは御心苦敷思召れんれば今度ハ御返事を賜
 ふて急き罷登りて見参に入参らせて又ころ罷下り候て奉公をも申終の御返事を
 もと申せば入道上に名残りかしくハ思はれけれども誠にさるべし疾く罷上りて
 都にて待らん事も痛わしく北の方少き者どもに能々宮仕へ申べしか、る憂身と
 成ぬる上ハ兎にも角にも云ばかりなし人々の事ころ心苦敷覺ゆれ但汝が又こん
 度を待付べき心地もせずいかにも成ぬと聞は後の世をころ吊はめとて返事細に
 遊ばして剃髮の有けるを引つ、み是を形見と御覽せよながらへて世に開果られ奉
 るべしども覺へず今生にころ相見る事の空敷ども後の世にハ必らずなご心細げ
 に書つ、けてたびてけり信俊是を賜ふて出けるが行もやらす又大納言入道もさ
 してのたまふべき事ハ皆つきにけれども戀しさの餘リハ度々是を呼返す還て

行べき旅だにも程ふれば戀しく故郷に今を別れの心の中推量られて哀れなり扱
 も有べき事ならねば信俊都に上りけり斯ていとゞ心憂御住居のうへにも丹波少
 將成經ハ鬼界嶋へ流され北の方君達もこ、かしこに逃隠れて安堵せずなご聞給
 ひてハ悲しさもやるかたなく日に隨ひて御身も弱り給ひけり七月十日頃よりハ
 起臥も容易からずかくいたく苦し給へども枕の跡にはべりて湯水を進らする
 者もなし程なく入道殿失ふべきよし六波羅より難波が許へ下知せられたりけれ
 ば足手を斬首を刎ぬ参らす事さすがに痛わしくや思ひけむ知らさずして失ひ奉
 らんとて深さがけの底に籠を植て突落して予殺しけり夫より死骸を取擧て備前
 備中の境なる有木の別所といふ所に送り捨かたのごとく穴を堀石を疊ておさ
 めけり斯様の拵へ難波が後見智明といふ法師を奉行したりける其故にや女子三
 人まで非業の死をどげたりけれハ是ぞ大納言殿の崇りなりと人皆怖れかの、き
 けり智明も流石に恐しきや有けん社を建て靈をいはひ祀る是を智明が若宮とて
 今に此地に有ける也

百練抄云治承四年六月云々二日成親卿送備前國七月九日薨彼國

平家物語に云成親卿備前兒嶋にかわしけるが是は舟着近ふして悪しかりなんと

て此地へ渡し奉り備前備中の界庭瀬郷吉備の中山有木の別所といふ山寺に置奉り夫より少將のかわしける備中の妹尾といふ所へ道の程いか程か有と尋ね給へば云々預りの武士實をいはずわすか五十町にも八月十九日大納言入道をば失ひ奉る其最期の有さま漸々に予聞へける始めハ酒に毒を入參らせければ不叶けれハ二丈計有ける岸の下ニひしを植て突落し奉り簀に貫かれて失られける云々

盛衰記二月廿日成經康頼備前兒嶋と云所に着たまひ備前備中の界なる吉備の中

山打過細谷川を分け入給へと其印しもなければ土の少し高かりける所をろの印

とも思われける中略釘貫の柱に康頼
朽果ぬ其名計ハ有木にて身ハはかなくも成親の郷
と詠しかくて備前國へ漕出し給へば云云
此趣にても昔此あたりハ海中にて遠淺に蘆の生たる圃もかもひやるべし今宮
内村に吉野と云ハ葭野にて向畑も入江の向ひ畠なる事知るべし備前一の宮の
邊昔難波郷といひしにて難波二郎ハ備前吉備津媛宮の神人なり此事別に舉た
り

塔 寺

有木山青蓮寺 行基草創と云 眞言宗普賢院末寺

本尊千手觀音

常國順禮第三十三番吉備津社僧の屬なり

長壹尺八寸行基の

作といふ

古しへ向來寺とも又高麗寺ともいふ今ハ笠石壘石のミにてわづかに小堂一字
有て有木の觀音堂と呼ぶ谷の流れ山の景色甚だ幽雅の地なり

開山不詳或云聖武帝の御宇とも云本尊行基作千手觀音今有所ハ古作と見へず
一説に行基の作佛ハ盜ニ取れりといふ然るや否や盛衰記に有木の別所高麗寺

と見へ平家物語にハ只山寺とのミ見ゆ畑方帳に多く寺名の畑有古昔數坊有し
ものと思はる備前大森氏古記にハ備前の社付と有備前の一宮へも中古出勤せ
しにや昔より亂世打つゞき無住の時も有或ハ歴世の中にも天台眞言ろれと定
まりし事ハなくて其住僧の歸依のまゝなりしと見ゆ備前一宮吉備津媛宮の社
僧といふもいふかし山林境内三反七畝御代官服部六左衛門殿支配の頃除地と成
内田七畝山林三反也延享年中帳ニ日本堂二間半瓦葺住坊六間草葺鎮守辨天稻荷
社二尺檀家廿五軒天保年中坊を山下へ移す故に舊地亡散せしハ可惜事也

東山法應寺 廢寺也

吉備津新宮の社僧の寺院也廢趾山野と成年歴不詳開山聖武天皇の御宇草創せしものによ

昇龍山神宮寺 廢寺 吉備津宮別當

往古の事ハ詳ならず本尊十一面觀音古作寺趾釜殿の前今芝原の地ニ芝原見せ物本堂有地也て堂庫裏鎌樓力士門共外諸堂巍々たりしが寛文七年本堂燒失の時此寺も炎燒す時に社人加陽兵部同治部右衛門等是を幸ひとして論訴に及び終に再建をとめられて廢寺と成右燒失の時陶山伊左衛門と云者火中に分入て本尊觀音の像を持出し是より毎年正月彼燒跡にて吉備津御山の木を以て假屋を搆へ諸人に開帳す即陶山氏執行せしがいか成故にや今ハ其事行われず誠に寛文三年本願寺滅亡し同七年神宮寺炎燒して内陣の事惣て社家の支配となる佛家の所謂因縁とやいふべし

或説云神宮寺ハ聖武帝の時毎國被置之より又元亨釋書にも國々に有よし見ゆれば此寺も聖武帝吉備津廟へ名号を送られ始めて吉備津彦大明神の名起るの時に草創有し靈場にて天皇勅願の神宮寺にや有けん其後星霜千年の長きを経て慶長十六年御朱印配當四十石會式小屋銀祝詞行事内陣諸務皆此寺の支配なり

しが彼寛文の災火ニ罹りて終に廢寺と成盛者心滅の有様是非もなき次第也吉備津宮別當并社僧の寺院都合十二ヶ寺古しへハ神領も窪屋郡都宇郡等の内迄有し故に寺院も多く此社に属せしと見へて既に寺谷といふ地有又有木山田畑に多く寺の名を遺せり是にて知るべし
社人も應永年中ハ三百人と有

廢寺昇龍山本願寺舊跡

今社人の役所とする所也此處に今も本願寺の遺跡ありと云

是も吉備津宮別當の寺院にて天台

宗神宮寺と同じく聖武帝の御宇より相續して會式小屋銀御宮林大祝詞内陣諸務等を支配し慶長十六年より御朱印四拾石配當寺に列し代々兩部習合の法を以て社頭を預り知爰に社家頭加陽刑部等唯一吉田の法に准信し公義へあしさまに言込て是を退けん事を計り中ニも山林猥りに不可伐採様公命有しに本願寺先代の例に任せ是に背きたるを社家等言募り寛文三年亥十一月倉敷御代官竹坂三右衛門殿裁許にて寺方非分と成遂に追院と成るるかなしき社人等日頃の本懐を達し寺院を闕所しければ寺僧ハ憤怒にたへず吉備津宮所藏の古器古書等を提て備前金山通照院へ退きけり依之今ニ金山寺ニ吉備津の藏物存在せるハ此故成よしなり

て此地へ渡し奉り備前備中の界庭瀬郷吉備の中山有木の別所といふ山寺に置奉り夫より少將のおわしける備中の妹尾といふ所へ道の程いか程か有と尋ね給へば云々預りの武士實をいはずわすか五十町にも八月十九日大納言入道をば失ひ奉る其最期の有さま漸々に予聞へける始めハ酒に毒を入參らせければ不叶けれハ二丈計有ける岸の下ニひしを植て突落し奉り簀ミシに貫かれて失られける云々

盛衰記二月廿日成經康頼備前兒嶋と云所に着たまひ備前備中の界なる吉備の中山打過細谷川を分け入給へと其印しもなければ土の少し高かりける所をその印とも思われける中路釘貫の柱に康頼

杵果ぬ其名計ハ有木にて身ハはかなくも成親の郷と詠しかくて備前國へ漕出し給へば云云

塔 寺

有木山青蓮寺 行基草創と云 眞言宗普賢院末寺
本尊千手觀音 當國順禮第三十三番吉備津社僧の屬なり 長壹尺八寸行基の作といふ

古しへ向來寺とも又高麗寺ともいふ今ハ笠石臺石のニにてわづかに小堂一字有て有木の觀音堂と呼ぶ谷の流れ山の景色甚だ幽雅の地なり

開山不詳或云聖武帝の御宇とも云本尊行基作千手觀音今有所ハ古作と見へず一説に行基の作佛ハ盜ニ取れりといふ然るや否や盛衰記に有木の別所高麗寺と見へ平家物語にハ只山寺とのニ見ゆ畑方帳に多く寺名の畑有古昔數坊有しものと思はる備前大森氏古記にハ備前の社付と有備前の一宮へも中古出勤せしにや昔より亂世打つゞき無住の時も有或ハ歴世の中にも天台眞言ろれと定まりし事ハなくて其住僧の歸依のま、なりしと見ゆ備前一宮吉備津媛宮の社僧といふもいふかし山林境内三反七畝御代官服部六左衛門殿支配の頃除地と成内田七畝山林三反也延享年中帳ニ日本堂二層半瓦葺住坊六間草葺鎮守辨天稻荷社四尺檀家廿五軒天保年中坊を山下へ移す故に舊地亡散せしハ可惜事也

東山法應寺 廢寺也

吉備津新宮の社僧の寺院也廢趾山野と成年歴不詳開山聖武天皇の御宇草創せしものによ

昇龍山神宮寺 廢寺 吉備津宮別當

往古の事ハ詳ならず本尊十一面觀音古作寺趾釜殿の前今芝原の地ニ芝居見せ物本など有地也て堂庫裏鐘樓力士門其外諸堂巍々たりしが寛文七年本堂燒失の時此寺も炎燒す時に社人加陽兵部同治部右衛門等是を幸ひとして論訴に及び終に再建をとりめられて廢寺と成右燒失の時陶山伊左衛門と云者火中に分入て本尊觀音の像を持出し是より毎年正月彼燒跡にて吉備津御山の木を以て假屋を搆へ諸人に開帳す即陶山氏執行せしがいか成故にや今ハ其事行われず誠に寛文三年本願寺滅亡し同七年神宮寺炎燒して内陣の事惣て社家の支配となる佛家の所謂因縁とやいふべし

或説云神宮寺ハ聖武帝の時毎國被置之より又元亨釋書にも國々に有よし見ゆれば此寺も聖武帝吉備津廟へ名号を送られ始めて吉備津彦大明神の名起るの時に草創有し靈場にて天皇勅願の神宮寺にや有けん其後星霜千年の長きを経て慶長十六年御朱印配當四十石會式小屋銀祝詞行事内陣諸務皆此寺の支配なり

しが彼寛文の災火ニ罹りて終に廢寺と成盛者心滅の有様是非もなき次第也吉備津宮別當并社僧の寺院都合十二ヶ寺古しハ神領も窪屋郡都宇郡等の内迄有し故に寺院も多く此社に属せしと見へて既に寺谷といふ地有又有木山田畑に多く寺の名を遺せり是にて知るべし

社人も應永年中ハ三百人と有

廢寺昇龍山本願寺舊跡今社人の役所とする所也此處に今も本願寺の遺骸ありと云是も吉備津宮別當の寺院にて天台

宗神宮寺と同じく聖武帝の御宇より相續して會式小屋銀御宮林大祝詞内陣諸務等を支配し慶長十六年より御朱印四拾石配當寺に列し代々兩部習合の法を以て社頭を預り知爰に社家頭加陽刑部等唯一吉田の法に准信し公義へあしさまに言込て是を退けん事を計り中ニ山林猥りに不可伐採様公命有しに本願寺先代の例に任せ是に背きたるを社家等言募り寛文三年亥十一月倉敷御代官竹坂三右衛門殿裁許にて寺方非分と成遂に追院と成るやかなしき社人等日頃の本懐を達し寺院を闕所しければ寺僧ハ憤怒にたへず吉備津宮所藏の古器古書等を提て備前金山遍照院へ退きけり依之今ニ金山寺ニ吉備津の藏物存在せるハ此故成よしなり

廢寺大谷山八徳寺舊跡

吉備津宮僧社の寺にて本堂庫裏方丈等陵の東の山上平地に有と云縁起にハ聖武天皇の御宇八徳寺を建立すと有吉備津宮備前高月郷の姉の宮の館にて崩去有て有木の南八徳寺に葬りしと中昔の縁起に見へたり今御厨ハ此八徳寺の境内に有又御廟の側に丸き石三尺餘なるに大日如來を彫付て今に残れり

按ニ聖武帝建立の寺へ數百年昔の吉備津宮崩御の葬りをなすといふハいふ

かし丸石に大日如來を彫付たるも皆後世の附會にして信ずるに足らず

又此寺内八徳神社とて古しへ有しと云又寛政の頃迄御本地佛觀音の有しを此地備前の國境に接して何人か盜取て今ハなしと云又備前一宮大守氏記録にハ備前吉備津に属すとあれども非説にて備前一宮ハ吉備津姉姫の社にて此八徳寺并吉備津彦命の陵のかゝわる事なき事を知るべし

廢寺 隨眼寺舊跡

天台宗吉備津社僧の寺院也本尊藥師佛開山不詳寺院ハ田野の中に有しが持泉寺計らひにて元祿中破却して本尊を向畑の庵へ遷し竹木を伐取あどを畑となす畝數十畝計も有へし

欠

MISSING

備中誌賀陽郡卷之中正誤

二八〇	全	二七七	二七六	二七三	二六七	二五五	二五三	二五一	二五〇	全	二四六	二三五	二三四	全	二三一	二三〇	二二六	全	二二二	二一九	
一四	全	六	二	一	二	一	一	四	八	四	六	三	五	一〇	八	〇	三	二〇	四	六	七
宮瀬川河名西者	又	樂	下ノ下ハ	見延ノ下ハ	存	陳	彼	嶋	州	六ノ横ハ	九ノ下右衛門脱ス	塞	塞	主ノ下主ハ衍	三ノ間ハ	十ノ間ハ	胤の方と見合せ屹と見合セ	惠ノ下ハ	セウア坂	い	へ
宮瀬川河名西者	又	樂	下ノ下ハ	見延ノ下ハ	存	陳	彼	嶋	州	六ノ横ハ	九ノ下右衛門脱ス	塞	塞	主ノ下主ハ衍	三ノ間ハ	十ノ間ハ	胤の方と見合せ屹と見合セ	惠ノ下ハ	セウア坂	い	へ
宮瀬川河名西者	又	樂	下ノ下ハ	見延ノ下ハ	存	陳	彼	嶋	州	六ノ横ハ	九ノ下右衛門脱ス	塞	塞	主ノ下主ハ衍	三ノ間ハ	十ノ間ハ	胤の方と見合せ屹と見合セ	惠ノ下ハ	セウア坂	い	へ

三三三	三三五	三三四	三三三	三三一	三一九	三一七	三一五	三一五	三〇四	二九七	二九一	全	全	全	二九〇	二八九	二八六	二八五	二八二	二八一	
三	四	六	二	〇	一五	四	六	一三	一	一	二	二	七	全	四	四	六	一五	一	圖中	
吉備ノ下	廳は	利	敷	非常	于海泥	似	似	送	ふるノ下	経	康實ノ下ハ	峰々	傳	曰	好ノ字	邊	山	自	別	勢	堰人
津ヲ脱ス	廳は	利	敷	非常	于海泥	似	似	送	ふるノ下	経	康實ノ下ハ	峰々	傳	曰	好ノ字	邊	山	自	別	勢	堰人

三三八	全	三六三	三六二	三六〇	三五六	三五三	三五二	三五〇	三四七	三四二	三四一	全	三三七	全	三三六	三三四	三三三	三三三	三三二	頁
一〇	一〇	一〇	一一	一二	一二	一五	一五	一五	一八	一九	一八	一一	一〇	九五	五	五	三	一	行	

繪之圖通	領ノ下	ハハ	預ノ下	おへ	鳥井	慶	齋	つげ	春	ニハ	大命	彦彦	後來	ふノ下	みノ下	き	櫻	云々ノ下	備ノ下	命ノ下	誤
繪之圖通	領ノ下	ハハ	預ノ下	おへ	鳥井	慶	齋	つげ	春	ニハ	大命	彦彦	後來	ふノ下	みノ下	き	櫻	云々ノ下	備ノ下	命ノ下	誤

繪之圖通	御ノ下	者	御ノ下	なへ	鳥居	應	齊	わ	春	こ	大神	武彦	渡來	と	ろ	か	櫻	彦	津	正
繪之圖通	御ノ下	者	御ノ下	なへ	鳥居	應	齊	わ	春	こ	大神	武彦	渡來	と	ろ	か	櫻	彦	津	正

四一四	全	四一六	四〇一	四〇〇	全	三九六	全	三九五	全	全	全	三九四	全	三九〇	三八九	三八七	三八六	三八〇	三七八	三七七	三六九	全	頁
五	全	七	一三	一七	一三	一一	一一	一四	九	三	二	九	七	四	五	五	五	五	五	八	六	一四	行

寺ノ下	てノ下	郷ノ下	より	か	りノ下	宗	宗	神應	女	副	焉	建命	云ノ下	名ノ下	往	中ノ下	櫻	爲朝	ば	亭	正	誤
寺ノ下	てノ下	郷ノ下	より	か	りノ下	宗	宗	神應	女	副	焉	建命	云ノ下	名ノ下	往	中ノ下	櫻	爲朝	ば	亭	正	誤

の	よ	の	よ	か	て	宋	宋	應	女	こ	爲	建	云	也	往	な	櫻	爲	ば	亭	正	二
の	よ	の	よ	か	て	宋	宋	應	女	こ	爲	建	云	也	往	な	櫻	爲	ば	亭	正	二

93
257

93
257

93

257

